

(3) 通訳案内

勸告	説明図表番号
<p>通訳案内士法（昭和 24 年法律第 210 号）において、報酬を得て、通訳案内（外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすることをいう。以下同じ。）を業として行おうとする者は、通訳案内士試験に合格し、都道府県知事の登録を受けなければならないこととされている。</p>	表 4 - (3) - ①
<p>平成 17 年の同法の一部改正により、18 年度から、i) 地域限定通訳案内士の創設（都道府県が行う試験に合格した者は、当該都道府県内において、地域限定通訳案内士として、報酬を得て通訳案内を行うことができる。）、ii) インターネットを利用した通訳ガイド検索システムの導入、iii) 都道府県における通訳案内士登録簿の整備等の措置が講じられている。</p> <p>また、通訳案内士に関する目標については、観光立国推進基本計画において、この登録者数を平成 23 年までにおおむね 5 割増やして 1 万 5,000 人（地域限定通訳案内士を含む。）とすることとされた。</p> <p>【政策評価結果に基づく勸告事項への対応状況等】</p> <p>当省が実施した外国人観光に関する政策評価では、上記の通訳案内士制度が十分に機能しているとは言えない状況となっていたことから、国土交通省に対し、次の勸告を行っている。</p> <p>① 通訳案内士の活動機会の拡大が不十分となっている原因を分析し、通訳ガイド検索システムへの掲載の推進等通訳案内士の活動機会が一層拡大されるような施策を検討すること。</p> <p>② 非居住者合格者（注）の登録が進まない原因を分析し、円滑な登録に向けた対策を検討すること。</p> <p>（注）日本国内に住所を有しない海外試験合格者のことをいう。以下同じ。</p> <p>今回、上記の勸告事項に関する対応状況等を調査した結果は、次のとおりである。</p>	表 4 - (3) - ②
<p>① 国土交通省においては、通訳案内士の活動機会の拡大について、「通訳案内士のあり方に関する検討会」において通訳案内士制度の見直しが検討され、同検討会の「通訳案内士制度のあり方に関する最終報告書」（平成 23 年 3 月 31 日）では、i) 高度な資質をもった通訳案内士の育成、ii) 通訳案内士以外のガイドの新設が提言された。</p> <p>また、非居住者合格者の登録が進まない原因について、国土交通省は、非居住者合格者に対する登録制度の周知が不十分であったとしており、平成 21 年度の通訳案内士試験から、口述試験の際の待合室での資料配布による案内や合格証書郵送の際の説明資料の同封など、受験機会を活用した登録制度の周知を強化している。</p>	表 4 - (3) - ③
<p>② 観光庁は、高度な資質をもった通訳案内士を育成するための研修として、平成 22 年度から 24 年度にかけて、年 2 回から 3 回程度、通訳案内士の専門性の向上を目的</p>	表 4 - (3) - ④

<p>とした「通訳案内士専門性研修支援事業」を実施している。</p> <p>しかし、調査した 17 通訳案内士団体のうち、会員の就業状況（受注実績等）を把握している 15 団体における通訳案内士の実業状況をみると、13 団体が通訳案内業で生計を立てている会員は少数又は皆無としており、また、6 割以上の会員が年間稼働日数 50 日以下であるとする団体がみられるなど、こうした通訳案内士団体において、上記の研修は、通訳案内士の活動機会の拡大に十分に寄与するものとはなっていない状況であった。</p> <p>なお、平成 20 年 3 月に観光庁が実施した通訳案内士就業実態等調査の結果では、回答した通訳案内士のうち、年収 100 万円以上の者は 32.8%であり、同庁が 26 年 2 月に実施した通訳案内士制度の見直しに係る調査の結果では、37.1%（4.3 ポイント増）となっている。</p>	<p>表 4 - (3) - ⑤</p>
<p>③ 通訳案内士以外のガイドとして、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）等に基づき通訳案内士法の特例が認められた通訳ガイド（以下「特例通訳案内士（注）」という。）については、平成 25 年 10 月現在、調査した 3 か所の総合特別区域において、地方公共団体が実施する研修を修了し、特例通訳案内士として登録を受けている者がいる。</p>	<p>表 4 - (3) - ⑥</p>
<p>しかし、当該総合特別区域の中には、計画段階において、来訪が多いアジア圏の言語を中心に特例通訳案内士を育成するとしていたにもかかわらず、実際に登録された特例通訳案内士の専門言語をみると、15 人のうち 14 人が英語となっており、現時点においては、想定した外国人旅行者の動向に沿った特例通訳案内士の育成が行われていないものがあつた。</p> <p>また、これら登録された特例通訳案内士の実業状況をみると、特例通訳案内士を活用する体制が未構築等の理由により、登録を開始した平成 25 年 4 月から当省が調査した同年 10 月現在に至るまで活動実績がないものがあつた。</p> <p>なお、観光庁では、i) 特例通訳案内士全体でみれば、244 人の登録者（平成 26 年 4 月 1 日現在）のうち、中国語及び韓国語を専門とする者の割合は、全体の 37.7%となっており、通訳案内士の数値（全体の 18%。後述参照）と比べ大きい比率を占めている、ii) 総合特別区域の中には、平成 25 年 10 月以降、イベント等における通訳ガイドサービスやモニターツアーにおける活用事例などの実績がみられるものがあるとしている。</p> <p>（注） 特例通訳案内士は、その資格を得た総合特別区域において、報酬を得て、通訳案内（通訳案内士法第 2 条に規定する通訳案内をいう。）を行うことを業とする。</p>	<p>表 4 - (3) - ⑦</p>
<p>④ 地域限定通訳案内士については、平成 19 年度から 23 年度までの間において、6 道県が資格試験を実施している。</p> <p>しかし、平成 24 年度以降については、これら 6 道県のうち 5 道県が、試験を休止しており、このうち、4 道県では、その理由として、地域において試験の開始当初に想定した外国人旅行者からの需要がなく、受験者数が減少傾向にあつたことなどを挙げている。</p> <p>なお、観光庁では、上記のほか、総合特別区域制度で特例通訳案内士が創設され</p>	<p>表 4 - (3) - ⑧、 ⑨</p>

<p>る方針が示されたことも理由の一つであるとしている。</p> <p>⑤ 通訳ガイド検索システムについては、平成24年1月に一旦、運用が終了しているが、26年3月末現在、通訳案内士団体の一つが同システムを独自に再構築し、運用している。</p> <p>しかし、再構築されたシステムの登録者数をみると、200人程度となっている。</p> <p>⑥ 前述のとおり、観光庁は、非居住者合格者に対する登録制度の周知を強化しており、非居住者合格者の登録率は、平成25年4月1日現在、当省が政策評価を実施した時期（平成20年7月23日時点15.8%）と比較して5.3ポイント増加しているが、21.1%にとどまっており、依然として低水準なものとなっている。</p> <p>⑦ 通訳案内士の登録者を専門言語別にみると、訪日外国人旅行者の65%が中国・韓国・台湾・香港の旅行者であるにもかかわらず、中国語・韓国語を専門言語とする通訳案内士の割合は18%にとどまるなど、外国人旅行者数の動向とマッチしていない。</p> <p>なお、観光庁では、前述のとおり、特例通訳案内士の37.7%が中国語及び韓国語が専門言語であるとしている。</p> <p>⑧ 一方、調査した54地方公共団体が把握している通訳ボランティアガイド（注）の活動状況をみると、34地方公共団体において、合計69団体が外国語によるボランティアガイドを実施しており、このうち7地方公共団体の計12観光案内所において、ボランティアガイドの団体による観光案内又は電話通訳等による支援が実施されるなど、ボランティアガイドが積極的に活用されている状況がみられる。</p> <p>（注） 観光施設、神社・仏閣等の名所旧跡等において、外国人に対し、無償で通訳ガイドを行う者をいう。</p> <p>このように、通訳案内士（地域限定通訳案内士を含む。）の活動機会の拡大は、当省が通訳案内士団体を対象に行った調査では進んでいないなどの状況がみられた。</p> <p>他方、通訳ボランティアガイドの活動機会は拡大していくものとみられる。</p> <p>しかし、現時点において、それぞれの登録者数や試験合格者数、実就業者数等の目標値やそれぞれの役割分担などが具体的に定められていないなど、今後、増加していくことが見込まれる訪日外国人旅行者に対応するためには、これら通訳ガイドについて、将来に向けた具体的な取組の方向を検討する必要性が生じている。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、国土交通省は、今後、増加することが見込まれている訪日外国人旅行者の通訳案内のニーズに的確に対応するため、外国人旅行者のニーズや通訳案内士等の受注実績等を踏まえ、通訳案内士等のそれぞれの役割分担や具体的な活用方策を検討し、訪日外国人旅行者の受入体制の在り方を再検討する必要がある。</p>	<p>表4-(3)-⑩</p> <p>表4-(3)-⑪、⑫</p> <p>表4-(3)-⑬</p>
--	---

表4-(3)-① 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）〈抜粋〉

(業務)

第2条 通訳案内士は、報酬を得て、通訳案内（外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすることをいう。以下同じ。）を行うことを業とする。

(資格)

第3条 通訳案内士試験に合格した者は、通訳案内士となる資格を有する。

(登録)

第18条 通訳案内士となる資格を有する者が通訳案内士となるには、通訳案内士登録簿に、氏名、生年月日、住所その他国土交通省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(知識及び能力の維持向上)

第32条 通訳案内士は、第35条第1項の規定により届出をした団体が同条第2項の規定に基づき実施する研修を受けること等により、通訳案内士として必要な知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

2 観光庁長官及び都道府県知事は、通訳案内士として必要な知識及び能力の維持向上を図るため、必要に応じ、講習の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

(通訳案内士の団体)

第35条 通訳案内士の品位の保持及び資質の向上を図り、併せて通訳案内に関する業務の進歩改善を図ることを目的とする団体は、観光庁長官に対して、国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした団体は、一定の課程を定め、通訳案内士に対する研修を実施しなければならない。

3 (略)

(通訳案内士でない者の業務の制限)

第36条 通訳案内士でない者は、報酬を得て、通訳案内を業として行ってはならない。

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第36条の規定に違反した者

(注) 下線は当省が付した。

表4-3-2 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律
(平成9年法律第91号) <抜粋>

(外客来訪促進計画)

第4条 都道府県は、単独で又は共同して、次に掲げる事項について、当該都道府県内の外客来訪促進地域への外国人観光旅客の来訪の促進に関する計画（以下「外客来訪促進計画」という。）を定めることができる。

一～六 (略)

七 外客来訪促進地域において地域限定通訳案内士の育成及び確保を図る場合にあっては、地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項その他必要な事項

八 (略)

2 都道府県は、外客来訪促進計画を定めようとするときは、観光庁長官の同意を得なければならない。

3 観光庁長官は、外客来訪促進計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

一～四 (略)

五 地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項が定められた場合にあっては、次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 当該地域限定通訳案内士試験が行われる都道府県内の計画地域が、地域固有の観光の魅力についての通訳案内（中略）に対する外国人観光旅客の需要に応ずるに足りる適当な通訳案内士が不足しているため、地域限定通訳案内士の育成及び確保を図る必要があると認められる地域であること。

ロ 当該地域限定通訳案内士試験が、円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

六 (略)

4～6 (略)

(地域限定通訳案内士の業務等)

第11条 地域限定通訳案内士は、その資格を得た都道府県の区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする。

2 (略)

(地域限定通訳案内士となる資格)

第12条 地域限定通訳案内士試験に合格した者は、当該地域限定通訳案内士試験が行われた都道府県の区域において、地域限定通訳案内士となる資格を有する。

(地域限定通訳案内士試験)

第14条 地域限定通訳案内士試験は、地域限定通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とする試験とする。

2 地域限定通訳案内士試験は、都道府県知事が、当該都道府県における地域限定通訳案内士試験

の実施に関する事項を含む外客来訪促進計画について第4条第3項（同条第6項後段において準用する場合を含む。）の規定により観光庁長官が同意した場合に限り、次条から第21条まで及び第24条第1項の規定並びに観光庁長官の定める基準に基づき、これを行う。

(注) 下線は当省が付した。

表4-(3)-③ 「通訳案内士制度のあり方に関する最終報告書」(平成23年3月31日 通訳案内士のあり方に関する検討会) <抜粋>

4. 新しい通訳案内士制度のイメージ

訪日外国客3,000万人の目標を達成するためには、高いスキルと深い知識により外国客をもてなすことができる通訳案内士が今後も引き続き重要な役割を担っていくことが必要である。しかしながら、一方で、増大する訪日外国人旅行者の多様なニーズに柔軟に対応するためには、それぞれのニーズに対応した多様なガイドサービスが各地において提供されることが重要であり、こうした環境を実現するためには通訳案内士以外の主体にもサービスの提供を認めることが不可欠となってきた。すなわち、通訳案内士と通訳案内士以外のガイドが連携することによって、あらゆる外国人旅行者のガイド需要に対して良質なガイドサービスを提供できるような制度を早急に構築する必要がある。

具体的な制度のイメージは以下のとおりである。

(1) 通訳案内士

通訳案内士は、全国区域にまたがる団体ツアーから少人数の極め細やかな顧客の要望に対応したツアーまで高度な技術を持って対応する、まさにインバウンド促進のために今後も重要な役割を担うものである。外国人旅行者に質の高いガイドサービスを提供する体制を整備するために、国として引き続き高度な資質をもった通訳案内士の育成が必要である。

(2) 通訳案内士以外のガイド

多様な外国人旅行者ニーズにより的確かつ柔軟に応えられるようにするため、通訳案内士を補完する役割を担うものとして、通訳案内士資格を取得していない者についても、その資質管理を行ったうえで、ガイド業務を認めることが適当である。

5. 制度改正の実現方法及び具体的内容

(1) 制度改正の実現方法

今般、総理主導の下、「総合特区」制度の導入が図られることとなり、内閣官房から第177回(平成23年)通常国会に法案が提出されることとなった。3(1)⑤のとおり、訪日外国人観光客を巡る状況変化に伴い、制度的な対応を早急に図る必要がある地域が生じていることを踏まえ、上記総合特区法を活用して通訳案内士制度の特例措置を設けることが現時点では有効かつ確実な方策である。

(2) 総合特区制度を活用した通訳案内士制度改革の方向性

訪日外国人旅行者に対するガイド行為は、当該旅行者に対する日本の第一印象を形成したり、旅行の満足度を決する上で重要な要素となる。そのため、日本の魅力や日本や観光資源等に関する正確な知識を伝えることは極めて重要である。

したがって、通訳案内士以外の者に対して有償ガイド行為を認める場合には、責任ある公的主体が一定の資質管理を行うこととするべきである。

また、総合特区制度を活用することにより、特区に係る自治体を中心となって当該地域の個性を活かしたホスピタリティで訪日外国人観光客の満足度を高めることも可能となり、地域の活性化が図られることも期待される。

既存の通訳案内士制度と新しく創設される制度を相互に連携させ、外国人旅行者の多様な旅行ニーズに対して柔軟に対応できる制度を構築するべきである。

(注) 下線は当省が付した。

表 4 - (3) - ④ 通訳案内士専門性研修支援事業の実施状況 (平成 22 年度～24 年度)

年度	日時	場所	テーマ	参加人数
平成 22	平成22年12月 3 日	京都市内	高度日本文化ガイディングスキル	97名
	平成23年 1 月20日	山梨県内	山梨地域スペシャリストの育成	77名
	平成23年 1 月31日	秋葉原	新しい日本の魅力発見	94名
23	平成24年 2 月10日	東広島市内	産業観光・近代化遺産	76名
	平成24年 2 月14日	名護市内	景観、地質、動植物、気象などの自然環境	16名
	平成24年 2 月16日	東京都港区内	ガイディングスキル	141名
24	平成25年 1 月25日	宇都宮市内	日本の文化	19名
	平成25年 2 月14日	郡山市内	祈りを通して知る日本の歴史と文化	162名

(注) 観光庁の資料に基づき、当省が作成した。

表 4 - (3) - ⑤ 通訳案内士団体における通訳案内士の就業状況等

- ・ 66%の会員が年間稼働日数 50 日以下で、年間稼働日数 200 日以上の会員はいない。(協同組合 日本通訳案内士連盟)
- ・ 年間稼働日数は各会員 2～3 日となっている。(やまなし通訳ガイドの会)
- ・ 平成 24 年度稼働日数は、英語が 1 人当たり 7 日、タイ語が 1 人当たり 30 日、中国語及び韓国語が 1 人当たり 1 日となっている。(ふじのくに静岡通訳案内士の会)
- ・ 繁忙期の 3～6 月、9～11 月の時期に、月 1、2 回の割合で仕事を行っている。(九州通訳・ガイド協会)
- ・ 平成 24 年度の 1 人当たりの通訳案内業の平均収入は約 57,000 円。(NARAWALK)

(注) 本表は、調査対象 17 団体のうち、通訳案内業で生計を立てている会員は少数又は皆無としている 13 団体において、会員の受注実績や稼働日数等の数値を具体的に把握している 5 団体について記載したものである。

表4-(3)-⑥ 総合特別区域法（平成23年法律第81号）〈抜粋〉

（通訳案内士法の特例）

第20条 指定地方公共団体が、第12条第2項第1号に規定する特定国際戦略事業として、国際戦略総合特別区域通訳案内士育成等事業（通訳案内士と連携して外国人観光旅客の需要の多様化に的確に対応し、国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化を図るため、国際戦略総合特別区域通訳案内士（次項に規定する国際戦略総合特別区域通訳案内士をいう。以下この項において同じ。）の育成、確保及び活用を図る事業をいう。別表第1の3の項において同じ。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国際戦略総合特別区域通訳案内士育成等事業に係る国際戦略総合特別区域通訳案内士については、次項から第14項までに定めるところによる。

- 2 国際戦略総合特別区域通訳案内士は、その資格を得た国際戦略総合特別区域の区域において、報酬を得て、通訳案内（中略）を行うことを業とする。
- 3 国際戦略総合特別区域通訳案内士については、通訳案内士法の規定を適用しない。
- 4 第1項の認定を受けた指定地方公共団体が行う当該指定に係る国際戦略総合特別区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、当該国際戦略総合特別区域の区域において、国際戦略総合特別区域通訳案内士となる資格を有する。
- 5～14 （略）

（通訳案内士法の特例）

第43条 指定地方公共団体が、第35条第2項第1号に規定する特定地域活性化事業として、地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業（通訳案内士と連携して外国人観光旅客の需要の多様化に的確に対応し、地域活性化総合特別区域における地域の活性化を図るため、地域活性化総合特別区域通訳案内士（次項に規定する地域活性化総合特別区域通訳案内士をいう。以下この項において同じ。）の育成、確保及び活用を図る事業をいう。別表第2の1の項において同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業に係る地域活性化総合特別区域通訳案内士については、次項から第14項までに定めるところによる。

- 2 地域活性化総合特別区域通訳案内士は、その資格を得た地域活性化総合特別区域の区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする。
- 3 地域活性化総合特別区域通訳案内士については、通訳案内士法の規定を適用しない。
- 4 第1項の認定を受けた指定地方公共団体が行う当該指定に係る地域活性化総合特別区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、当該地域活性化総合特別区域の区域において、地域活性化総合特別区域通訳案内士となる資格を有する。
- 5～14 （略）

（注） 下線は当省が付した。

表 4 - (3) - ⑦ 特例通訳案内士育成等事業の実施状況等

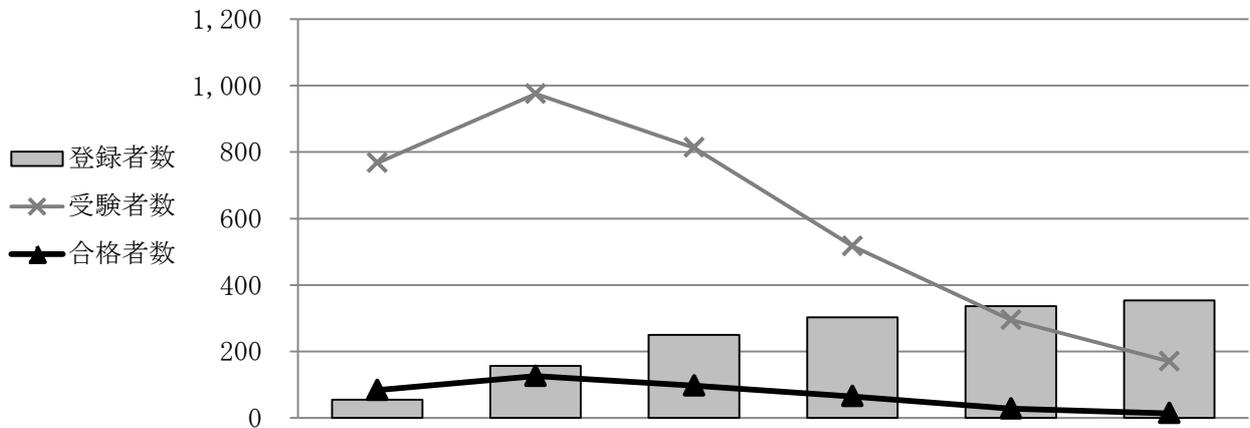
特区の名称	特区計画作成主体	実施状況
札幌コンテンツ特区	札幌市	<p>一般的な観光案内だけでなく、海外撮影隊へのロケ対応をしてもらうなど、札幌コンテンツ特区の取組に資する人材育成を図るため、平成 25 年度に特区案内士の第 1 回の募集 (80 人) を行い、平成 25 年 8 月以降に研修及び試験を実施し、54 人が合格した。対象言語は英語、中国語、韓国語、マレー語、タイ語、ヒンディー語となっている。</p>
国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区	大阪府、泉佐野市	<p>泉佐野市では、特例通訳案内士をアジア圏の言語を中心に育成し、平成 27 年度末までに約 100 人を同市に登録する目標を設定しており、24 年度から養成研修を、25 年度から登録を開始しているが、<u>登録者数 (平成 25 年 10 月 1 日現在) は目標値の 5 分の 1 以下の 15 人で、言語別の内訳も、韓国語の 1 人を除き全て英語であるなど、現時点ではアジア圏の言語に対応できる特例通訳案内士の確保には至っていない。</u></p> <p>上記の理由について、同市では、i) 中国語については、対日関係の悪化に伴いニーズが少ないと判断されたこと、ii) 韓国語の受講に必要とされた語学力が高く、受講対象者が少ないこと、iii) 研修の日程が過密であり、途中で受講を断念した者 (受講者 29 人中 6 人) がみられたことなどとしている。</p> <p>このため、平成 25 年度については、在留資格を有する外国人も対象であると研修実施要項に明記するなどにより養成者の拡大を図り、研修実施期間についても日程緩和を図っている。</p> <p>また、同市は、<u>特例通訳案内士の活動方法として訪日外国人患者等を対象とした小規模ツアーを想定していたが、国際医療交流拠点が整備途上等の理由により、登録開始後約半年経った平成 25 年 10 月時点でも特区案内士の活動実績はない</u>としている。</p>
九州アジア観光アイランド総合特区	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、福岡市、一般社団法人九州観光推進機構	<p>クルーズ船観光、広域周遊観光ともに対応できる人材の育成を図るため、平成 26 年 2 月に特例通訳案内士研修 (中国語、韓国語) の募集を行い、同年 3 月に研修を実施する予定である。</p>

(注) 1 当省の調査結果による (平成 25 年 10 月時点)。

2 上記のほか、調査時点において、「和歌山県『高野・熊野』文化・地域振興総合特区」(和歌山県)及び「『森里海連環 高津川流域ふるさと構想』特区」(益田地区広域市町村圏事務組合)が特例通訳案内士育成等事業を実施する総合特別区域として指定されている。

表 4 - (3) - ⑧ 道県別の地域限定通訳案内士数（受験者数、合格者数及び登録者数）

(単位：人)



年度		平成 19	20	21	22	23	24
資格試験実施道県数		4	6	6	6	6	1
受験者数		767	975	813	517	295	170
合格者数		84	126	97	65	28	14
登録者数	合計	55	157	250	303	337	354
	北海道	-	29	62	80	85	85
	岩手県	15	22	25	27	31	34
	栃木県	-	12	23	26	30	30
	静岡県	16	32	44	47	49	48
	長崎県	7	25	34	41	44	44
	沖縄県	17	37	62	82	98	113

(注) 1 観光庁の資料に基づき当省が作成した。

2 登録者数は、翌年度4月1日現在の各道県に登録している地域限定通訳案内士の延べ人数である。

3 受験者数及び合格者数については、当該年度に地域限定通訳案内士試験を実施した道県における人数の合計を表す。

表4-3-9 地域限定通訳案内士試験を廃止した理由等

道県	地域限定通訳案内士試験を休止（廃止）した経緯等	地域限定通訳案内士の就業状況
北海道	<p>①中国や韓国からの旅行者の需要増加に対応できるだけの人数の通訳案内士が北海道内にいなかったこと、②地域限定通訳案内士の場合は、北海道に精通した案内士を育成できることから導入に踏み切ったが、実際には通訳案内士及び地域限定通訳案内士の需要が伸びなかったため、平成23年度で試験を休止しており、24年度以降も需要が伸びる可能性が低いことから、試験再開には至っていない。</p>	<p>回答があった46人のうち、就業者は8人(17.4%)。「通訳案内士制度等に関する調査」結果</p>
栃木県	<p>国において通訳案内士制度に関する検討が行われていること及び受験者数が減少したことから、平成23年度で地域限定通訳案内士試験を廃止した。</p>	<p>中国語の仕事は年数回あり、英語は全く仕事がない。(栃木県通訳案内士協会)</p>
静岡県	<p>①平成21年度の静岡空港開港による外国人旅行者の増加に伴う通訳案内士の需要増加を期待して試験を導入したものの、通訳案内士の需要増加に結び付いておらず、十分な効果が現れていないこと、②受験者数及び合格者数が年々減少していたこと、③国が通訳案内士制度見直しの検討を始めたことを理由として、24年度から休止しており、再開の予定は立っていない。</p>	<p>会員に専門者はいない。(ふじのくに静岡通訳案内士の会、静岡県中国語通訳案内士の会)</p>
長崎県	<p>地域限定通訳案内士試験開始当時は、長崎港等にクルーズ船が来航した際、停泊中に周辺地域を観光する外国人旅行者が、通訳案内士等を利用することを想定していたが、実際は、①通訳案内士に費用を出してまで周辺の観光地を周遊する個人旅行者が少ないこと、②オプションツアーとして周辺の観光地をバス等で周遊する場合は、ツアーを企画する旅行会社等が、既に実績のある他県の通訳案内士に依頼していることが多いため、長崎県内において新たに通訳案内士を依頼することが少ない。</p> <p>また、他県の来日場所(福岡空港等)から同行する通訳案内士とともに九州地域を周遊することも多く、これらの外国人旅行者には、活動地域が長崎県内のみ限定される地域限定通訳案内士では対応できない状況もある。</p> <p>このため、平成25年度以降、九州地域全域での活動が可能な特区案内士制度が開始されることを見越し、24年度は地域限定通訳案内士試験を行っておらず、25年度以降は特区案内士の育成を開始する予定。</p>	<p>地域限定通訳案内士4人のうち、常時、通訳案内ができる者は3人で、クルーズ船やその他各種の通訳案内業務を実施(九州通訳・ガイド協会)</p>

(注) 1 本表は、地域限定通訳案内士試験を実施している道県のうち、調査対象とした4道県における地域限定通訳案内士試験を休止（廃止）した経緯等及び地域限定通訳案内士の就業状況について作成した。

2 「地域限定通訳案内士の就業状況」の欄は、北海道については、北海道に登録されている通訳案内士及び北海道地域限定通訳案内士を対象として平成23年度に北海道が実施した「通訳案内士制度等に関する調査」の結果を記載した。また、他の3県については、地域限定通訳案内士が所属している通訳案内士団体が把握している就業状況を記載した。

表4-(3)-⑩ 非居住者合格者の登録状況等

年度等	平成18年度	19	平成20年 7月23日 時点	平成20 年度	21	22	23	24
非居住者合格者数(人)	69	304	304	465	629	737	814	852
非居住者登録者数(人)	4	32	48	85	127	145	151	180
非居住者合格者登録率(%)	5.8%	10.5%	15.8%	18.3%	20.2%	19.7%	18.6%	21.1%

(注) 1 観光庁の資料に基づき当省が作成した。

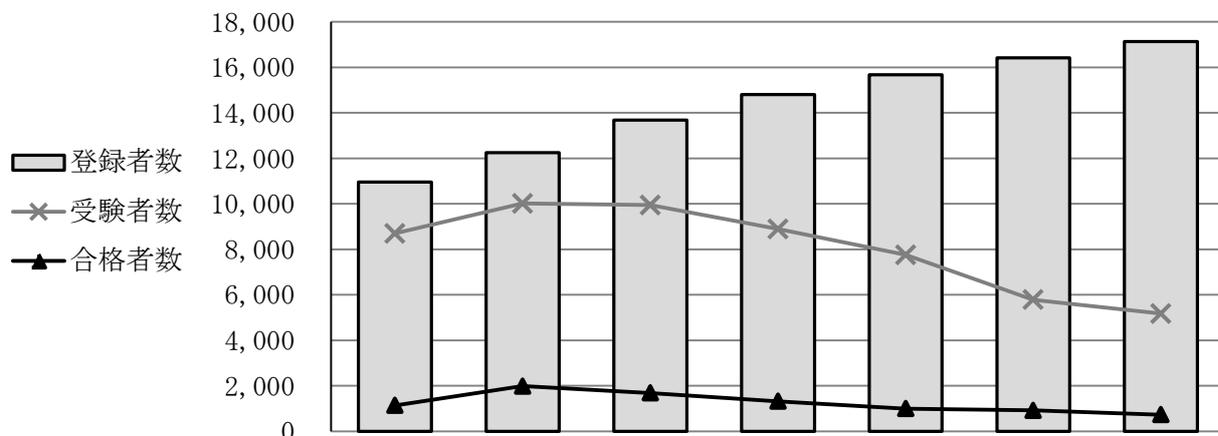
2 非居住者合格者は、日本国内に住所を有しない海外試験合格者のことである。

3 「非居住者合格者数」の欄は、該当年度末における累計者数を、「非居住者登録者数」の欄は、翌年度の4月1日時点における累計者数を表す。

なお、「平成20年7月23日時点」の欄は、当省が実施した「外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価」の調査結果に基づくものであり、「非居住者合格者数」の欄は、平成18年度及び19年度の合格者数(合計)を、「非居住者登録者数」は、同日時点における登録者数を示している。

4 非居住者合格者登録率は、非居住者登録者数を非居住者合格者数で除したものである。

表4-3-⑪ 全国の通訳案内士及び地域限定通訳案内士の数（受験者数、合格者数及び登録者数）
（単位：人、％）



年度		平成 18	19	20	21	22	23	24
通訳案内士	受験者数	8,695	9,245	8,972	8,078	7,239	5,485	5,000
	合格者数	1,137	1,905	1,559	1,225	932	894	713
	登録者数	10,958	12,190	13,530	14,559	15,371	16,077	16,779
地域限定通訳案内士	受験者数	—	767	975	813	517	295	170
	合格者数	—	84	126	97	65	28	14
	登録者数	—	55	157	250	303	337	354
計	受験者数	8,695	10,012	9,947	8,891	7,756	5,780	5,170 (51.6)
	合格者数	1,137	1,989	1,685	1,322	997	922	727 (36.6)
	登録者数	10,958	12,245	13,687	14,809	15,674	16,414	17,133 (140.0)

(注) 1 観光庁の資料に基づき当省が作成した。

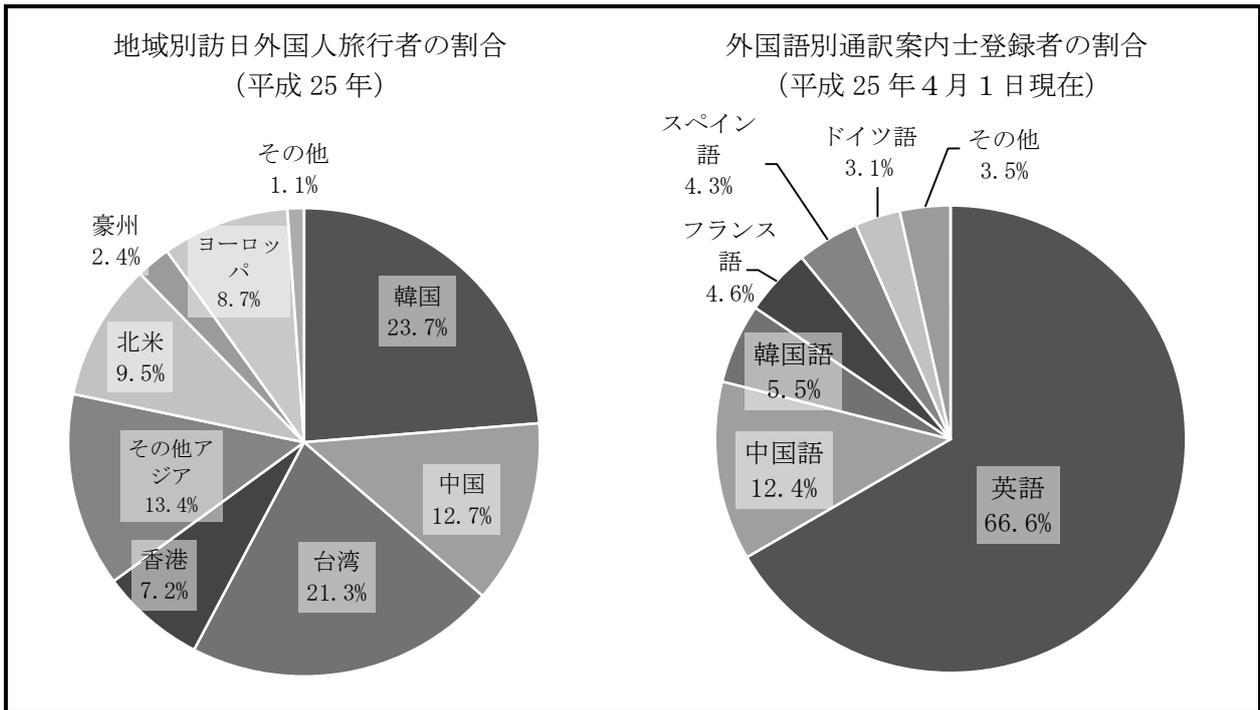
2 登録者数は、翌年度4月1日現在の延べ登録者数である。

3 地域限定通訳案内士試験を実施している道県（同試験を休止したものを含む。）は、北海道、岩手県、栃木県、静岡県、長崎県及び沖縄県であり、このうち、岩手県、静岡県、長崎県及び沖縄県は平成19年度、北海道及び栃木県は20年度に地域限定通訳案内士試験を開始した。また、24年度以降は沖縄県のみが同試験を実施しており、他の5道県においては、同試験は休止されている。

4 地域限定通訳案内士の受験者数及び合格者数については、当該年度に地域限定通訳案内士試験を実施した道県における人数の合計を表す。

5 () 内の数値は、平成19年度の数値に対する割合を示す。

表 4 - (3) - ⑫ 外国語別通訳案内士数と国籍等別旅行者数



(注) 訪日外国人旅行者数については J N T O、通訳案内士の登録者数については観光庁の資料による。

表 4 - (3) - ⑬ 観光案内所において通訳ボランティアガイドを積極的に活用している例

設置者	観光案内所名	活用状況
宇都宮市	宇都宮市観光案内所	宇都宮 S G G クラブとの連携により電話通訳で英語・中国語等に対応
日光市	東武日光駅観光案内所	日光 S G G クラブの会員が英語対応を実施
	日光郷土センター	とちぎボランティア通訳ガイド協会の会員が英語対応を実施
浦安市	浦安市観光インフォメーション マーレ	案内業務は、ボランティア観光ガイド団体の「ぶらり浦安ガイド」と協定を結び、会員が担当
神戸市	北野観光案内所	外国語対応は N P O 法人 K O B E 観光ボランティアガイドのスタッフが実施
奈良県	奈良県観光インフォメーションセンター	英語対応は「奈良 S G G クラブ」に委託
	奈良市観光センター	
	奈良市総合観光案内所	
奈良市	近鉄奈良駅観光案内所	英語対応は「奈良 Y M C A 善意通訳協会」に委託
	J R 奈良駅観光案内所	
斑鳩町	法隆寺 i センター	英語対応は「斑鳩アイセス G G」が実施
	斑鳩の里観光案内所	

(注) 当省の調査結果による。